

処分の原因となる事実

(1) 再勧誘（法第3条の2第2項）

同事業者は、訪問販売で勧誘をしているとき、消費者に、当初契約の建材を高品質・高額な建材へ変更することを勧誘し、断られたにもかかわらず、その2日後に再び勧誘したほか、契約書に「追加はありません。」と記載・押印した後に、複数回にわたり工事を勧誘するなどした。また、消費者が、「今は契約しなくてもよい。」、「夫に相談してからにしてもらいたい。」と断ったのに、そのまま居座って勧誘した。

このことは、契約の締結をしない旨の意思を表示した者に対し、契約の締結について勧誘をしてはならないとする法第3条の2第2項の規定に違反するものである。

(2) 契約書面不交付、記載不備、虚偽記載（法第5条第1項）

同事業者は、契約書面不交付について、本件役務提供契約の締結に際し、訪問当日に契約を口頭で約し、契約書面を翌日になって交付した。また、契約書面を交付しないまま、顧客の承諾もなく補修工事に着工したほか、外壁塗装の契約書を未作成のまま、当該役務に関する前金の支払いを要求した。

同事業者は、契約書面の記載不備について、本件役務提供における役務の種類を特定するための具体的な工事内容や施工する面積等の数量、使用資材の商品名等の記載がない契約書を多数交付したほか、解体と新設など複数の役務を「一式」として対価を記載した契約書を交付していた。また、契約書に見積項目を表記し、消費者は当該項目を含んだ契約金額と誤認して契約したものにつき後日、業者自身の見積金額の記載漏れであることを告げ、追加の支払いを求めた。

同事業者は、虚偽記載について、本件役務提供契約の締結に際し、契約書に記載のない前金を契約直後（数日以内）に要求した。

これらのことは、役務提供契約の申込みを受けた際にその契約を締結をする場合は、直ちに、主務省令で定めるところにより契約の内容を明らかにした書面を交付しなければならないとする法第5条第1項の規定に違反するものである。

(3) 不実告知（法第6条第1項）

同事業者は、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、工事前に工事材料を購入するため前金が必要であると告げ、消費者から契約金額の全額の支払いを契約当日又はその数日以内に受けたが、当該前金は、

下請業者等による工事材料の事前購入費用には充てられていなかった。

このことは、契約の締結について勧誘するに際し不実のことを告げる行為を禁止した法第6条第1項の規定に違反するものである。

(4) 重要事項不告知（法第6条第2項）

同事業者は、本件役務提供契約の勧誘をするに際し、下請業者の状況や瓦等の状態による追加工事や工期の大幅な延長の可能性のほか、工期の延長に伴い足場の設置期間が月をまたぐ場合に追加料金が発生することがあることを知りながら、このことを消費者には告げずに勧誘した。

このことは、当該役務提供契約に関する事項である法第6条第1項第1号から第5号に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為を禁止した法第6条第2項の規定に違反するものである。

(5) 威迫困惑（法第6条第3項）

同事業者は、クーリング・オフの通知を行った消費者に対して、非常な剣幕で「なぜクーリング・オフするのか。」と怒鳴り、「明日には足場を設置して、明後日から工事に取りかけられるよう準備を進めている。材料を購入している。どうしてくれるんだ。」と言った。

このことは、役務提供契約の解除について人を威迫して困惑させることを禁止した法第6条第3項の規定に違反するものである。

(6) 債務履行遅延（法第7条第1項第1号）

同事業者が締結した本件役務提供契約について、当初の契約工期から正当な理由なく数か月間にわたり工事が遅延した契約があるほか、クーリング・オフに伴う受領済みの前金の返還の先延ばしや約束した期日までの未納がある。

このことは、役務提供契約に基づく債務又は役務提供契約の解除によって生じる債務の履行を不当に遅延させる行為について定めた法第7条第1項第1号の規定に該当するものである。

(7) 迷惑勧誘（法第7条第1項第5号、施行規則第7条第1号）

同事業者は、本件役務提供契約の締結に際し、消費者に、高品質・高額な建材への変更を勧誘した際、消費者が拒否したことに対して、強い語気で「そんなにゴタゴタ言うなら〇〇をつけさせる。」と言ったほか、消費者の承諾を得ずに着工した壁補修工事について、「乗りかかった舟だ。追加で契約をする。」と追加契約に応じるよう求めた。

このことは、法第7条第1項第5号の規定に基づき、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘することについて定めた施行規則第7条第1号の規定に該当するものである。

(8) 預貯金引き出しの迷惑勧誘（法第7条第1項第5号，施行規則第7条第6号ハ）

同事業者は，本件役務提供契約に関し，現金の持ち合わせのない消費者から前金の支払いを受ける目的で，消費者の預貯金を引き出させるため，A T Mの設置された場所に消費者を連れて行くなどした。

このことは，法第7条第1項第5号の規定に基づき，預貯金を引き出させるため，迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘することについて定めた施行規則第7条第6号ハの規定に該当するものである。